



年休裁判控訴審結審 判決は2/28 裁判所は年休制度の本旨に沿った判決を！

11月27日年休裁判控訴審の弁論があり、一審原告6名全員と多くの組合員・OBが参加しました。裁判は結審となり来年2月28日判決が出されることになりました。弁論の最後に渡辺弁護士が「一審判決についてのヤフーニュースには6008件の書き込みがあり、そのうち5327件が「いいね」だった。これが国民の声である。年休制度の本旨に沿った審議を求める。」と裁判官に訴えました。

- 本部淵上委員長：年休裁判を通じて、年休は労働者の権利であることを明確にし、一審で勝利した。これからもそのことをはっきりさせて闘おう
- 地本伊藤委員長：年休をとらないのが美学という風土をくつがえした闘いだっただ。
- 尾崎OB会長：法律があっても年休が取れない実態のなかで、調査の積み重ねを基礎に勝利した。これからもOB会は共に闘う。
- 仲田弁護士：毛塚先生の意見書について会社は却下すべきとケチツケをしてきたが、裁判所は会社主張を認めず、意見書は採用された。

【原告6名のあいさつ】



6年間闘ってきて自分もOBになった。仲間の支援に感謝

やれることは全てやろう、学者の先生もくわわって闘ってきた。きっと良い結果が出る。

会社は態度をあらためるべきだ。



職場は最近また年休が入らなくなっている。職場を変えよう若手が後に続くようにしよう。

以前は、年休をいれてもらってありがたいという意識だった。年休とは何なのかを若い人たちにも教えていこう。

労働法制はわれわれが闘わないと労働者のためのものとなはならない。

